

第十三回 参議院外務・人事連合委員会會議録第四号

昭和二十七年三月二十九日(土曜日)午前十時四十九分開会

出席者は左の通り。

外務委員

委員長

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

理事

委員

本日の会議に付した事件
○外務公務員法案内閣提出、衆議院送付

○委員長(有馬英二君) 前回は引続きまして、外務、人事連合委員会を開会いたしました。

引続き御質問をお願いいたします。
○吉川末次郎君 若し時間の制限上、我々はまだあとに時間があるのでありますが、人事委員のほうから特に先によつて頂く時間の関係がありましたら、私はあとにいたしてもよろしいでございますが、よろしくごさいいますか。

○委員長(有馬英二君) 人事委員のほうに先にやつて頂きます。

○千葉信君 昨日中山委員のほうから第十九条以下の御質問がありました。が、まだ第十七条、第十八条の質疑は残っておりますので、その点から御質問申上げたいと思ひます。第十七条は勤務条件に関する行政措置の要求という事になつておりますが、国家公務員法の建前から言いますと、勤務条件に関する行政措置の要求と同時に、不利益処分に対する審査の請求とが同様に扱われているのであります。が、この場合には単に勤務条件の行政措置に関する要求だけを前審として外務人事審議会に要求することになつておりますが、この点については、どうしてこういふ差別を設けられたか、その点をお尋ねいたします。

○政府委員(浅井清君) 公務員法に關しますから、私からお答え申上げますが、この行政措置の要求について

て、外務人事審議会と申しますものは、外務人事審議会というような機関を設けないといふことならば、これは当然人事院に来てよろしからう。併しともかくも外務人事審議会という審議会がおります以上は、一応ここを通じて問題を処理すべきやなからうか、併しこれに対する第二審とでも言いますか、それは人事院に来ると、まあこういふふうな考えであります。別に直接人事院に来たから悪いとか、いかんとかいふ問題ではないのであります。

○千葉信君 次に第十九条以下の問題についてお尋ねしたいと思ひます。が、昨日も中山委員からこの件については質問申上げて、浅井総裁から御答弁があつたやうであります。が、そのときの浅井総裁の御答弁によりますと、外務人事審議会等に提訴し、若しくは又その提訴した案件について、任命権者である外務大臣がその処分の訂正であるとか、或いは取消を行うという問題について、同様のことが人事院としても任命権者として、而も人事院自体がその処分に対する審査をやり、申請又は取消をやる場合があるからというお話でございましたが、単にそれだけでは私はこの問題に対する御答弁にはならないと思ひます。どうしてかと言いますと、今度の新しく設けられる外務人事審議会或いはその審議会によつてこれを外務大臣に答申し、若しくは諮問に應ずるといふ状態の場合と、人事院が行なつていふやうな案件に対する審査なり、若しくはその審査をする機構なりといふものが非常に性質の違つたものであるといふことを言わなければならぬと思ひます。

御承知のように、国家公務員法によるこれらの案件の審査というやうな問題の場合には、先ず第一が人事官そのものがどういふ案件に対して持つておる考え方といふものは、外務大臣の考え方とは相当その考え方が違ふといふふうに私も考えざるを得ないのであります。例へば人事官會議を構成する人事官に對しては、国家公務員法の第五條でも非常に厳格な規律が定められておる。而もその人事官會議で審査する目的と保障とか、或いは又公平な審議といふことを目的として人事官會議が設けられておる。そういう人事官會議の問題に対する態度といふものと、この外務人事審議会等の構成から来る欠陥とか、或いは又その全体の問題に對して公平な取扱いをするために設けられておる人事官會議等の場合の結論と、外務人事審議会等のやういふ問題に對する態度といふものは、おのずから相當な開きがあるといふことが、一応どうしてもこれは考えられなければならぬ。いし、それから又例へば第二十條の第三項によりまして、口頭審理は非公開であるといふことになつております。それから又国家公務員法における審議の際には、弁護人を代理として弁護に當つてもらうことができるということがあるのに、その点についても

この外務公務員法では弁護人という条件は排除されておるといふ状態でありまして、これで全く浅井総裁のお考えとしまして、こういう状態にあつても条件が、つまり等しく任命権者がその行なつた処分に対して取消をやつたり、或いは又修正したりするといふ条件において何ら異なるところがないといふふうにお考えになつておられるかどうか、その点を承わりたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) 第一に千葉さんのお尋ねになりましたことは、私が昨日中山さんにお答えしたと関連するものであります。が、その中で以て、人事院が任命権者として首を切つた者も又人事院へ訴えて来ると、これは勿論のことでありまして、そのほかに公務員法の八十四條二項によりまして、人事院がほかの省の職員を首切つたこともできる、そういうやうな場合にも又人事院へ訴えて来ると、そういう首を切るのも外務大臣、その首を切つたことがよいか悪いかを定めるのも外務大臣ならば、この審議会の制度は有名無実ではないかといふやうなお尋ねでございましたから、実は一般公務員法においてもそういうこともあり得るのだといふことを申上げたのであります。そこで任命権者としての人事院がやつた場合だけは限らないのであります。それが第一点であります。次に千葉さんの御質問になりましたことは、どうも一般公務員の公平審議制度と外務人事審議会の審議制度とが違ふ

て、外務人事審議会と申しますものは、外務人事審議会というような機関を設けないといふことならば、これは当然人事院に来てよろしからう。併しともかくも外務人事審議会という審議会がおります以上は、一応ここを通じて問題を処理すべきやなからうか、併しこれに対する第二審とでも言いますか、それは人事院に来ると、まあこういふふうな考えであります。別に直接人事院に来たから悪いとか、いかんとかいふ問題ではないのであります。

じやないか、言葉を変えて申しますれば、外務省のほうは公務員の保護において欠けるところがあるのではないかと、こゝういふふうな御尋ねであつたように思ひます。併しながらこの問題は、二つの非常に大きな問題をどうも調和させるかという問題でございませう。第一は、千葉さんの御指摘になりましたように、公務員の保護をどうすれば全うし得るかという要請、これと正反對のところから出て参ります要請は、どうすれば外交上の機密、これも又重要な要請であらうと思ひますが、それをどうして保全するか、この二つの調和点でございしますから、一方からのみ立脚してお考えになりますと、この制度は公務員の保護を全うし得ないのではないかと御懸念もあるように思ひます。これは要するにどこでその調和点を求めるかという問題に帰するだらうと思つておられますが、私といたしましては、先ず第一に外務人事審議会の構成でございしますけれども、この点は人事院のやつておられますところの公平委員会の構成と比較して、公務員の保護において欠けるところがあるといふふうには考えられないのでございまして、御承知のごとく人事院の公平委員会の委員はすべて人事院の職員でございします。言葉を換えて申しますれば、我々の指揮命令に服すべき職員であるのでございします。ところが外務人事審議会の構成員は、その一人だけが外務省の職員である。つまり外務大臣の指揮命令に服するものはただ一人でございまして、その次は人事院のほうから、つまり外務大臣の指揮命令に服し

ない官庁である人事院のほうから一人入る。他の三名はすべて学識経験者でございまして、これも又外務大臣の指揮命令に服するものではないか。そうして見ると、構成といたしましては、これは決して人事院の公平委員会の組織に比べて公務員を保護するといふ意味において劣つてゐるところはないように考へております。第三点といたしましては、只今人事官についてはいろ／＼国家公務員法第五條等の制限がある。それから外務大臣についてはさうな制限はないといふことでございまして、而も人事官は三人の會議であり、外務大臣は一人である。そうすると、三人が寄つてきめたほうが公平であつて、一人がやつたほうがどうも偏頗に流れやすいといふ御懸念もございしますけれども、これはやはり、裁判所の構成におきまして、三人のこともございしますれば、一人のこともございしますから、必ずしもそれはさういふふうには言ひ切れないのだらうと思つております。この点は成るほど人事官につきましても、いろ／＼資格要件等の条件もございしますが、それを外務大臣に求めることとは初めつから困難なことでありまして、若しも外務大臣の良識が信用し得るならば、私はこの程度の二つの要請を調整したところの制度は必ずしも公務員の保護を全うし得ないといふような結論には達しないと思つております。

○千葉信君 そうしますと、浅井さんの御見解から言ひますと、結論的にいふと人事官會議で保障できる程度の公平な保障は、外務大臣だけに事実上任せられてしまふような、こゝういふ外務人事審議會等の結論を通じても同様でないか、これは全うできるというふうにお考えでございしますか。逆に言うと、人事官會議の行ふ公平な審議と、外務大臣の全くのもう一方的な、私どもの考えからすれば、一方的な結論が出される場合が度々されるわけですが、さういふ点でも決して心配はないといふ考へを最初からお持ちですか。

○政府委員(浅井清君) 只今のお言葉の中でちよつと私が疑義を差挟まなければならぬのでございしますが、それは千葉さんが仰せられた外務大臣が一方的にきめる制度といふことでございしますが、それはさうではないのであります。外務人事審議會が一方的にきめるという恐れがある結果になつて、外務大臣は運用の上におきましては、この外務人事審議會の結論を鵜呑みにするといふようなふうになりますので、むしろ一方的と申せば、外務人事審議會が一方的にきめるという運用上の結果になつて現れて来るのだらうと思ひます。丁度私ども人事院を構成しております人事官が、人事院の公平委員会の結論を変更することは法律上はできませんが、實際はすべてその公平な結論に服してゐるのと同じ結果になるのでございまして、決して外務大臣が一方的にこれを専断して勝手にやる、つまり外務人事審議會は外務大臣の独断の力ムフラージユになるというふうにはお考え下さる必要はないのじやないか、さういふ御心配はないように私は考へております。

○千葉信君 この外務大臣と外務人事審議會の問題はあとで附則のほうに出て参りますから、そのとき改めて御質問申上げることにして、外務政務次官にお尋ねいたしますが、第十九条に言われている外交機密の漏えいによつて国家の重大な利益をき損した、こゝういふ条文がありますが、外務省としては外交の機密というやうな問題について具体的にはどういふ定義をお持ちになつておりますか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは外交機密の具体的な程度とか、どうとかいふことをちよつとここで申上げることはできないと思ひますが、これは外務省に限らず、いろ／＼な役所におきまして、この取扱を厳密とか、極秘であるとか、重要機密であるとか、いろ／＼の取扱の従来例があるものでありまして、その機密の漏洩によつて重大なる利益が毀損されたという場合にその問題が起つて来るわけにございまして、それから機密といふのも、現在においては非常に重要機密であるが、それが一週間も経てば何でもないといふやうなこともございします。こゝで具体的にどの程度のことを外交上の機密であるといふことを申上げることはできないと思ひます。

○千葉信君 第十九条から第二十二条までの条項については、これは単に外務職員だけに限らず、外務省本省に勤務する一般職の国家公務員を附則の第二項によつて全部包含されることになつてゐるやうですが、さういたしますと、外務職員等の、外務本省における現在の人員から言ひまして、大体約半数が外務職員、而も附則の第二項によつては、これはそれ以外外務本省に勤務する一切の外務省の職員は第十九条から第二十二条までの適用を受けることになるわけでありますが、従つて具体的には給仕から小使さんの端に至るまで、この条項の適用を受けることになつておりますが、一体仮にいわゆる外交上の機密について具体的な御答弁はありませんでしたけれども、これらの職員までが外交上の機密を漏洩するやうな、又漏洩できるやうな仕事を分担してゐるとお考えになつておられるのでございしますか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは例えれば昨日申上げましたように、一般職の公務員になつておられますが、タイピストがタイプしたものを漏洩するといふやうなことも考えられないことはありませんし、或いは又給仕その他の者が仮に機密文書をどこかへ届けるといふやうな場合に、それを知りつつ漏洩する、こゝういふことも稀ではあるわけでありまして、絶無とは言ひえないと思ひます。

○千葉信君 絶無とは言ひえないというお話でありましたが、一体こゝういふ国家の重大な利益を毀損するといふ程度に重大な外交上の秘密事項は、そんなに外務省で多いか減に取扱はれてゐるのですか。今までの外務省の仕事の中にも、さういふ部分は、現在のように秘密外交一点張りですから、何ですが、従来も外交上の秘密事項はあつたわけなんです、さういふ秘密事項が、而も国家の重大な利益を毀損する、或いは外務省の重大な秘密事項を、外務省では従来の経験からいつてさういふふうには杜撰極度に取扱はれてゐるやうな例がございしますか。

○政府委員(石原幹市郎君) 杜撰な取扱ひによつてさういふことがあつたといふやうなことはございせんが、先ほど申上げましたように、タイピストがタイプで打つ場合もありまして、或いは又電信の補助者等がどうい

る機会にどういふことによつて機密事項を知り得る場合もあるかも知れないと思ふのであります。或いは使者として使いに参りました者がそれを漏洩するといふようなことも、これ又絶対ないとは言えないと思ふのであります。そういふものがこういふ外交上の重大機密に直接関與するといふわけではございませんが、一つのまあ機械的な仕事をする場合におきまして、こゝういふことがないとは私は言えないと思ひますので、さういふ意味でこゝう取扱いをすることにいたしてゐるわけでありませう。

○千葉信吾 どうもこれは私どもの常職から言つても、何かさういふ重大な国家の利益に關係のある外交機密が漏れるといふようなこと、而もこれがもう實際にさういふ仕事には全然携わらないところの職員なんかに對してまで、私どもの考えから言つて、この第十九条から第二十二条を適用しておいて、さうして場合によつてはその職員に對する不利益な扱いを頻りに行つて、それが、こゝういふ條件から出て来るのではないかといふことを非常に私も心配されては居るけれども、まあそれはそれとして、万一の場合あるかも知れないといふ御答弁だけでは私ども簡單にはこの点を承服できないのです、併しそれはそれとして、次に御答へしたいことは、一体さういふ第十九条から第二十二条に對しては、この外務公務員法に言ふ外務職員、それから附則の第二項によつて外務本省に勤務するその他の国家公務員もこの条項に當嵌められる、該當することになります、それ以外の外務公務員に對しては、第十九条から第二十二条の適用を除外してもいいとお

考へになつたその理由は、何でございませうか。

○政府委員(石原幹市郎君) それ以外の外務公務員といふのはどういふ場合ですか。

○千葉信吾 第十九条には、「外務職員が」といふことになつております。それから第十九条以下もさうでございませう。さうして附則の第二項では、その他本省に勤務する一般職の公務員もこの適用を受けることになつております。

○政府委員(大江見君) 千葉さんの御質問は、恐らく大使、公使その他の特別職の者を指しておると思ふのであります。これは何と申しますか、特別職でございませうから、さういふ場合には免職といふことになつて処理できると思ひます。

○千葉信吾 その点はどこで何しますか。

○政府委員(大江見君) 特別職につきましては身分の保障がございませんで、大臣の権限によりまして免職といふことに事実上の処置をすることになります。

○千葉信吾 それからその次は附則の第五項でございませう。第五項では外務省設置法の一部を改正して、外務人事審議会が設けられることになつておりますが、この外務人事審議会の構成は、委員は外務公務員である者の中から一人、人事院職員である者の中から一人及び学識経験者の中から三人を外務大臣が任命するといふことになつておりますが、この学識経験者の範圍は一体どういふ程度にお考へになつておられるわけですか。この点を先ず承わります。

○政府委員(石原幹市郎君) これは外務省關係でありませうとか、或いは財政、大藏關係の事務であるとか、通産方面その他まあこれらに關係する學者、実業家、さういふようなことをまあ考へておりますが、特に私はいろいろの御審議のことを考へておりまして、やはりさういふ中에서도更にいわけの公平を旨とするような、公平家といふに近いような人々の方面からも採用することができればと、かように思つております。

○千葉信吾 その第十四条の二の第二項、これは具體的には例へば「外務公務員の給与その他勤務条件に關し必要の資料を適時外務大臣に提出し、及び外務大臣の諮問に應じてその意見を答へ申すことができる。」とあります。が、實際上の運用等については、どういふものを基準にされるおつもりでございませうか。

○政府委員(大江見君) 人事審議会の外務大臣に提出いたします資料といたしましては、在外公館の公館長が隨時在外公館の所在地のいろ／＼な物価の状況等の報告も出ております。この調査報告書といふようなものを出しますこと、或いは又急激のいろ／＼な情勢の変化による物価の変動といふような場合に關しまして、隨時さういふ報告が出ております。その他御承知のやうに、外務省は電信關係その他におきまして勤務時間が多少他省と異なつておるところがございませうから、さういふ事情につきまして、いろ／＼な必要資料を出す、こゝういふようなことであらうと考へております。

○千葉信吾 法案の第二十二條に戻りますけれども、第二十二條に懲戒処分に關する審査の手續に關し必要な事項は、政令で定めるとあります。が、この政令で定めるといふ具體的な内容についてはどうお考へになつておられるか。それは國家公務員法の第七十四條に分限、懲戒、保障の根本基準が一応こゝで定められておつて、而もその必要な事項は人事院規則で定めるところになつておりますが、これをさうして特別に政令で定めなければならぬとお考へになられたか、その点を承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(大江見君) この懲戒処分に關する審査の手續に關しましては、先づ口頭審査の通知であるとか、或いは資料の提出の要求、証人や参考人の喚問、或いは証人の宣誓、調書の作成、こゝういふような國家公務員法の規定に準じました必要な政令を作るといふふうな考へておるのでございまして、この懲戒処分いたしましたものと、人事院その他で行いますものと特に變つた形式はとるつもりはございませぬ。

○吉川末次郎君 ちよつと今のことに關連して承わりたいのですが、今千葉君が御質問になりまして、これは私も実は聞きたいと思つておつたのですが、今外務省の官房長の御答弁は、千葉君の御質問に對して少しも答へることになつていない感じが非常に深いのであります。が、何を言つていらつしやるのかさつぱり聞いていてもわけがわからなないので、人事院のほうから、一つ今の千葉君の御質問に對する御答弁が願ひたいのですが、要するに國家公務員法の第七十四條第二項において、千葉君が御指摘になりましたやうに、さうしたことは人事院の規則で定めるといふことになつておるにもかかわら

ず、本法案によりまゝと、特に外務公務員に對してはこれを政令で定めるといふやうになつております。ことは、どういふ理由に基くものであるかといふことを中心として、一つ淺井人事院總裁の法律的な見解を承わりたい。

○政府委員(淺井清君) 國家公務員法におきましては、これは人事院規則で定めるといふことになつております。したが、百条近い条文を以て構成された詳細なる規則が出ておるのでございませう。ところがそれは人事院の公平審理に關する規則でございまして、これがこの外務公務員法によりまして、それとは別に外務人事審議會でこれをやるといふことを前提といたしますれば、これを人事院規則で制定するといふことは、これは意味がないのでございませうから、結局政令でやるか、或いは省令でやるかといふやうなことになるかと思ひますので、これは人事院規則でなせやうかといふことは、つまり人事院の公平制度でございませうれば人事院規則でやります。が、それから附けまして、外務人事審議會でやることになつておりますからして、それは人事院規則ではやれないだらう、これは政令か省令、こゝういふことになると、こゝういふやうに考へております。

○吉川末次郎君 今淺井さんから御答弁を得ました外務人事審議會の構成の問題については、後ほど更に淺井人事院總裁からいろ／＼御答弁を得たいと思つておりますが、今千葉君の質問に關連してちよつと申し上げたことについては、なお後ほど更にお伺ひすること

にいたすとして、私はこれでよろしく
ございませう。どうぞ御継続願います。

○千鶴信君 只今の官房長の御答弁に
よつて、やはりつきりして参りました
が、第二十二条によつて設けられる政
令については大体人事院規則を基準に
してやりたい、こういう話でござい
ましたが、そこで問題になりますこと
は、一番そういう政令を作る場合に考
えてもらなければならぬことは、
本案の第二十条の第四項と、それか
ら国家公務員法の第九十一条の著しい
相違点でございませう。この点につ
いては具体的に申し上げます、これは非
公開で審理されることへ持つて来て、
国家公務員の場合には公開で審理され
て、而も自己の代理人として弁護人を
選任できることになつておる。非公開
で而も外務公務員法の場合には特に弁
護人を選任するということを排除され
ております。これは非常に外務公務員
にとつては不利な取扱が行われる虞
れがあると思ふのですが、こういう点
について、一休外務省としては政令に
よつて何らかのこれに対する救済措置
を具體的にとらうといふことについて
御計画をお持ちになつておるかどう
か、その点一つ承わりたいと思ひま
す。

○政府委員(石原幹市郎君) その点
は、先ほど来からいろいろ話ござい
ましたように、つまり個人の身分保障
という問題と、それから国家の利益の
保護という、これを両面からうまく調
整しなければならぬという点でござい
ます。形が生れて来たわけではござい
まして、外交機密の漏洩によつて国家の重
大利益が毀損されたということが元と
なりまして、いろいろな事案が審理さ

れるのでありますから、機密の更に一
段と厳格なことを防ぐ意味で審理
も非公開にしたい、関係者もできるだ
け狭めたいといふことでございませう。併
が作られておるわけではございませう。併
が先日来からいろいろのお話ござい
ましたように、個人の身分保障の点に
おいても、できるだけのことは我々
いたしまして、政令を規定いたしま
す。政令を規定いたしましても、被処分者のため
に必要があり得る場合には、或いは
参考人としてとか、いろいろの形にお
いてできるだけこへ出ていろいろな
ことを述べ得る、或いは調査の資料を
十分に得るような措置を講じて参り
たい、かように考えております。

○吉川末次郎君 専ら浅井総裁にこの
機会にお伺ひしたいと思ひます
が、昨日もあなたが留守に多少聞い
たのでありますが、十分に満足するよ
うな御答弁を得られなかつたのであり
ます。それで御質問申上げる。私の基
本的な立場について、多少意見の開陳
に亘らない程度において質問に關連し
て申上げたいと思ひますが、昨日も言
つた通り、この法案がいよいよ世間に
一般に言われておる政治の逆コースの
線に沿つて出されておるものであると
いう感じが私には非常に強いのであ
ります。これは本会議におきまして
も、総理大臣の施政方針演説に關連い
たしまして、若干申上げたことな
りありますが、吉田さん、岡崎國務相
その他の現政府の政治意見といふもの
が基本的に、新憲法の基本的な精神とい
ふものを理解してない、まあ私
は実は独断であるかも知れませんが、
考へておるわけでありませう。例えて申

しますれば、総理大臣は国会議員の中
から選任されるというように、その憲
法に規定されておりました。その立法
の精神は、民主主義的な立場において
国会議員の中から政党的第一の總裁
が民意を代表して総理大臣になるとい
うことがその制度の建前だと思ひます
けれども、併し新憲法そのものの基本
的な精神を吉田さんは理解していら
ない立場から、そんなものは実
はどうでもいんであつて、総理大臣
になるということが第一要件である。

総理大臣になるために現在の憲法は基
だに入らんのだけれども、吉田さん
が総理大臣になるためには国会議員の
選挙を一遍やつて来なくちゃならん
という規定になつてゐるから、仕
方がなしに土佐で立候補して衆議院議
員になつた。結果においては同じこと
であります。モナークがどちらにあ
るかといふことは、これは政治精神の
上においては、非常な相違でありま
す。総理大臣になるために憲法の規定
には賛成じゃないけれども、仕方
がないから衆議院議員に立候補しよ
うといふのと、初めから民意を代表する
ところの国会議員として大衆の中か
ら選ばれて来たところの人が国民の総
意を代表して総理大臣になるのとは
基本的な政治の私は見解の相違と思
ひます。それで最近において行わ
れておりますところの行政機構
の改革等に関するところの吉田さん
及び吉田さんによつて代表されてい
るところの現内閣の考へを見ますとい
ふと、今の吉田さんと同じような考へ方、
要するに戦後マツカーサー・アドミ

ストレーションの関連性において行わ
れた日本の民主化のために行われた諸
種の制度といふものを、その基本的な
精神といふものを、十分に理解しない
で、そして局部的な弊害のようなもの
が少しでも暴露されるようなことが起
ります。起りますといふと、こんなことが起
るんだから、これはいけないのだとい
ふことで、これを全面的に廃止す
るか或いは逆コースの方向へいろいろ
持つて行くかといふ方向へいろいろ
持つて行こうとしていらつしやる。

私は本会議において申上げたのであり
ますが、いろいろな委員会、執行委員
会の制度であります。例えば地方財政
委員会であるとか、その他いろいろな
いわゆるコミッション・ガヴァンメン
トの制度は外国においては、これは三
権分立以外の第四権とも言うべき一つ
の新しいフォームの政治組織であつ
て、それにはいろいろ民主的な立場
からその民主主義の精神を實現する
ところの一つのいい面を非常に持つて
おる。ところがこれは新しい日本の終
戦後の制度であつて、戦前の古い吉田
さん等の明治憲法のセンスからすると
わからないのです。多くの吉田さんによ
つて代表されておるところの自由党の
党人と、そしてその官僚上りの閣僚と
いふものはやはりわからない。だもの
だからして、何とか、かんとか文句を付
けてこれを廃止しよう、行政機構の改
革をしようとしておる。で、そのとき
にも言つたのでありますが、その一つ
として先づ第一に私は浅井総裁にお聞
きしておきたいことは、今のような考
へ方の線に沿つて、やはり新しいこ
の国家公務員法といふものができて、新
らしい官吏に対する人事行政の規定の
法律として、国家公務員法に基くとこ

ろのあなたの主宰されてゐる人事委員
会の人事院といふものができておるの
であります。行政機構の改革の一環
として明治憲法のセンスから少しも脱
却しないで新憲法の基本的精神である
ところのデモクラシー、或いは主權在
民という觀念をこれは毫も理解して
いないのです。吉田さんの平素の言
動から推して……そうして文部大
臣に君が代の復活をやらせたり、
或いは紀元節の復活をやらせたり
して、私は口を酸っぱくして天野
さんのそういう觀念が新憲法の驕驕
だと言つておるけれども、幾ら言つ
たつてあの人はセンスが古くてわか
らないのです。それと同じ線に沿
つて、この人事院が持つておるところの
日本の官吏制度におけるところの一つ
の民主主義的な新しいプリンスブル
といふものはやはりわかつていないの
です。それで今度はこれを廃止しよう
と政府は企んでおる。これは、こ
れは一般の知るところであります。そ
れに對して私本会議でもあなたの御答
弁を促したかつたのであります。けれ
ども、お留守でありまして、御答弁を伺
うことができなかったものであります
が、一つ明確に意を盡して我々が納得
するところまであります。それに對す
る御答弁を得たいのであります。御
答弁の内容としては恐らくまださうい
うことが別に明確に決定して表面に出
てゐるわけではありませぬから、形式
上はです……併しまあ実質上はそ
ういふことが有力に動いておるのであ
ります。人事院といふものを、そうし
た逆コースの線に沿つて民主主義を理
解しないところの明治憲法時代の威風
凛凛に基いて吉田さんたちがこれを廃止し

よりとしてゐるのです、あなたの主宰されておられるところの役所を……。それに對してあなたはどうか考へになつておるか。又私がいろいろ申し上げたことに關連して、どのように考へておるかということについての御答弁を一つお願いいたします。

○政府委員(浅井清君) 吉川さんの御議論に對しましては私は深く敬意を表する次第でございます。併しながら私がここで発言を許されておりますのは政府委員としての資格においてのみでございますので、吉川さんの吉田内閣或いは自由党内閣に對する御批判に對して更に私に批判をせよと仰せられましても、それは政府委員の持つてゐる職責を逸脱することになりま

すので、その点は御容赦を願ひたいと思つております。ただ私は從來やつて参りました国家公務員法或いは人事院というような制度は將來においてもこれは必要なものであるという信念においては、私は吉川さんと全く御同感と存するということとは申上げて差支えないように存じております。

○吉川末次郎君 それでは政府の逆コースの線に沿うところの人事院の廃止ということについては、浅井總裁はもとより反對していらつしやるといふ御答弁を得たのでありますが、ところがこの我々の前に今提供されております外務公務員法というものは、私は前提としてあなたの主宰されるところの、そしてあなたの反對されるところの人事院の廃止、国家公務員法の廃止、国家公務員法を全面的に廃止することをさうかどはわかりませんが、少くともその骨子であるところのものをば私

は骨抜きにして、恐らく昔の文官任用令の制度というやうなものを復活するところに持つて行きたいということになると思ふのでありますが、さういふ考へに關してこれが行われておるといふやうに、どうしてこの法案を見て考へざるを得ないのであります。それでこの法案が国家公務員法の基本的な新らしい、終戦後新たに日本の官吏の人事行政の中に入れられたところのものをみんな無視してゐるといふことを私は痛感するものであります。そのことに對してあなたはさういふやうにお考へにならないかどうかということをお先ず第一にお伺ひしたいと存じます。具體的な例をあとから挙げて、又更に御質問したいと思ひますが。

○政府委員(浅井清君) 只今吉川さんが問題とされましたその逆コース云々のことは、これは政治論でございますからして、私から申し上げかねます。ただそれとこの外務公務員法とは少し別問題であらうかと考へております。一体外務公務員に對しまして特別を認めなければならぬということとは、そも／＼昭和二十二年に初めて国家公務員法が制定されたときに附則十三條に明記されておりましたので、現にこれよりもつと高い特別が教育公務員或いは檢察官に對してすでに教育公務員特例法、又は檢察官法において認められておるのでござい

ます。併しながらこれに對しては別に国会においても逆コース云々とか、或いは人事院の権限を奪ふものとかいふやうな御議論はなかつたやうに存じております。時たま／＼こゝういふ時勢でございますから、さういふ御懸念もあらうかと存じます。この外交官、

領事官等に對しまして特別を認めますことは国家公務員法制定当初の目的の一部でございますから、これは御混同にならないやうにお願いいたしましたと思ひます。第二にお伺ひしたい、然らばこの内容が逆コースであるかどうかといふことに問題が歸着するのでございまして、これはすでに私も申し上げました通り、この程度の特例は教育公務員や、或いは檢察官に比し

まして決して無理ではないと、かやうに思つておるのでございます。

○吉川末次郎君 今私がその次に聞きたいと思つておることを多少お話願ひたいのでありますが、この外務公務員、即ち從來の名称で言いますと、外交官でありましたが、外交官といふものが特殊の才能を要するところのものであるからして、それに対する特殊の制度を設けるというやうなことにつきましては、私はあえて反對ではないのであります。先ほど來休憩の時間の間に、おきまして、外務省の諸君とはその必要があるといふことを個人的にもお話ししていただやうなわけでございます。さういふ点については私は決して反對しておるものではない。即ちディプロマツトについては、キャリア・ディプロマツトがやはり外務行政上必要であるといふことは十分了解いたしておるものであります。それを否認しておるものではないといふことを御了承が願ひたいのであります。それで今多少お話をあつたと思ふのでありますが、これは私がまだ十分の調べが完成しておりませんから、私のほうに手落ちがあるのだらうと思ひますが、即ち先般來、この月の初めから予算審議、殊に憲法七十三條と行政協

定の問題で私は没頭して、非常に生理的にも疲勞しておるやうな状態でありまして、十分な調査が時間的にもできていないのであります。特例であるといふことをおつしやいました。それから又提出されております法案の第一條のところにも特例といふことが書いてあります。理由書の中にも特例といふことが書いてあります。が、それは国家公務員法の今たしか附則の何條かにあるといふことを御指摘になりましたが、それを一つ教へてもらいたたいといふこと、それからこれが制定されるわけでありまして、即ちこれは法律になるわけでありまして、国家公務員法も一つの法律であります。が、昨日來の政府委員の御答弁を聞いておりますといふと、何か二つの法律との間に段階があつて、さうして国家公務員法が丁度政令に對する法律のやうな、法律形式の上においてのラ

ンクの高いものである。或いは母法であるといふやうな立場の意味の、そのやうに解釈される御答弁がしばしばあつたのであります。そのやうに解釈することができるところの法律的な根拠がどこにあるかといふことが御答弁をいただいたところの第二點。それからそのラックというものはなくして、両方とも同じラックのこれは法律であるといふときに、二つのこの法律が、即ち国家公務員法と外務公務員法とがコンプリケーションを起した、リーガル・コンプリケーションを起した場合においては、どのように解釈したならばいいのであるかといふことについて、三つの事項についての御答弁を浅井總裁から願ひたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) 第一點は、最初の国家公務員法を制定いたしましたときの附則十三條でございますが、併しこの十三條における外交官、領事官云々の例示は、御承知の昭和二十三年の十二月の国家公務員法の改正によつて取去られております。併しながらこれは無用と認めて取去つたのではなく、そのやうな例示を、これは當然のことであらうと考へて取去つたのであります。そのやうな例示は上つておりました。併しその精神は当初の立法のときと同じことでございます。それから第二は、国家公務員法とこの特例外務公務員法との關係についてお尋ねになりましたが、これはやはり法律上の二つの、立法上の二つの原則に待つておると思つております。第一は、特別法は一般法に先立つという原則でございます。ですから、外務公務員法が国家公務員法と矛盾いたします場合は、それは外務公務員法が國家公務員法に對して特別法の關係に立ちますから、一應外務公務員法が優先をいたすのでござい

ます。それから第三の点につきましては、やはり後法は前法を排除するという原則によるべきものでございまして、國家公務員法よりあとで外務公務員法が制定されたならば、それが兩者矛盾をいたしました場合は、外務公務員法の規定による。大体この原則はこれはひとりで國家公務員法と外務公務員法との關係のみならず、およそすべて立法に關する原則であらうかと思つております。そこで、併しそのやうな低級するといふやうなことは、これは立法技術の拙劣から参りまするので、我々といひましては、十

分さようなる接触が起らないように調整をいたしたつもりであります。

○委員長(青馬英二君) お諮りいたします。大体先ほどから一時間以上経ちましたが、ここで一先ず人事委員会との連合委員会を終りまして、外務委員会に移ろうと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(青馬英二君) それでは連合委員会はこれで散会いたします。

午前十一時五十分散会